家族生活(費)保障保険

年金払特約付団体定期保険 (P.3~1)

三大疾病保障保険

リビング・ニーズ特約付、 代理請求特約「Y]付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型) (P.1~2,P.11~12,P.15~16)

健康づくりサポート

(P.13~14)

今年度(2023年度)の募集より新規加入を停止しております。 加入内容の減額・脱退のみの受付となります。 継続加入の場合はお手続き不要です。

[ご加入いただける方] (三大疾病保障保険)

木 人

配偶者

本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で、17歳6カ月を超え59歳6カ月ま 17歳6カ月を超え59歳6カ月までの方(継続は65歳6カ月までの方)での方(継続は60歳6カ月までの方)

※家族生活(費)保障保険への加入が条件です。

[年齢は2023年5月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。 申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。P.1

[その他ご加入にあたっての注意事項]

- ●配偶者については、本人の加入が条件です。(配偶者のみの加入はできません。)
- ●本人が脱退した場合には、配偶者も同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者は同時に脱退となります。
- ※家族生活(費)保障保険のご加入いただける方については、P9「加入資格」をご覧ください。



【注意喚起情報】・【契約概要】はP1・2に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。 ※家族生活(費)保障保険については、P3・4をご覧ください。

■本バンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。



保険金や給付金をお支払いできないことがあります。 特にご注意ください。



表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認 ください。

■本パンフレットは全ページを通して、右部に該当ページの記載項目を表示しています。ご覧になられている項目の確認などにご利用ください。(記載項目の取り揃えは以下の通りです)

申込締切日

ご注意いただきたいこと

2023年2月10日(金)

責任開始期 (加入日)

2023年5月1日(月)

2

① 注意喚起情報・契約概要

ここでは三大疾病保障保険について記載し ております。

家族生活(費)保障保険については、P3·4をご覧くださ

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお 読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- ●障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状 態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- ●責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- ●責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生 物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入 日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払 いの対象とはなりません。
- ※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- ●約款に定める「解除·免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しで きないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。



2 告知内容について



- ◎現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。 ◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

|まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

• 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限さ

現在の就業状態

配偶者 現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- 注①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ② [医師による治療期間]は初診から終診(医師の判断によるもの)までの (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または 期間をいいます。 医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の 制限などを指示されている場合をいいます。

つぎに、過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

過去3カ月以内の健康状態

れていません。

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査 (再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
- 過去5年以内の健康状態
- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上の入院 をしたことはありません。

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不 【別表】 整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容 をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。
- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
- ○告知内容に関するお問い合わせ

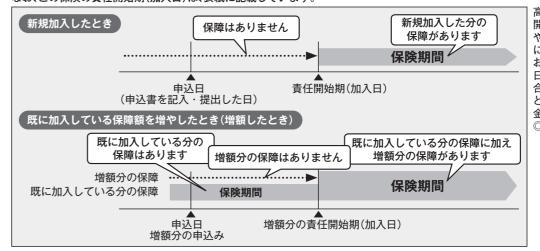
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間:平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期(加入日)について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、以下の通り、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した 日)とは異なります。

なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。



高度障害保険金、給付金等は、責任 開始期(加入日)以後に生じた病気 やケガにより所定の高度障害状態 になられた(入院をされた)ときに お支払いします。責任開始期(加入 日)前の病気やケガを原因とする場 合には、告知内容に該当しているか どうかに関わらず、原則として保険 金等をお支払いできません。

◎ご提出された申込書兼告知書に 基づき、引受保険会社がご加入を 承諾した場合に、表紙に記載の責 任開始期(加入日)からご契約上 の責任を負います。契約者である 企業・団体の社員・職員、または保 険会社の職員等には保険へのご 加入を承諾し、責任を開始させる ような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可 能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットに も記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、 十分にご確認ください。
- ○被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通 知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合に は、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

- ○お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)
- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り 消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。
- ◎ご照会・ご相談窓口等
- ●指定紛争解決機関 この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
- ●生命保険契約者保護機構 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 P.16

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 P.1

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加

入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本バンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

契約

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも 更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続 します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

- ◎主な保障内容 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページ(11ページ)をご覧ください。
 - ※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
- ◎保 険 料 【控除方法】 保険料は毎月の給与から控除します。(初回は5月分から)

3 配当金

この保険は無配当保険ですので配当金はありません。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社 明治安田生命保険相互会社 本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

明治安田生命保険相互会社

家族生活(費)保障保険(年金払特約付団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

で加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にで確認いただきたい事項を【契約概要】、で加入に際して特にで注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、で加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずで参照ください。で加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がで意向に沿った内容となっているか、で確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

● 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等 のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

| 制度名 | 加入資格 | 保険 期間 | 保障内容 保険料 | 支払 事由 |
|-----------------|------|----------|-------------|----------|
| 家族生活(費) 保障保険 | P9 | P9 | P5 | P9 |

6 配当金

家族生活(費)保障保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

△ 脱退による返戻金

家族生活(費)保障保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

6 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、家族生活(費)保障保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報(特に重要なお知らせ)

- (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- お申込みの撤回(クーリング・オフ制度) この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、 クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始 期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については 本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせくだ さい。

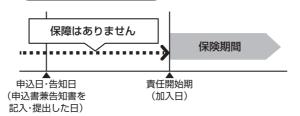
2 告知に関する重要事項

- ■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- ■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」 としてご契約が解除され保険金をお支払いできな いこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

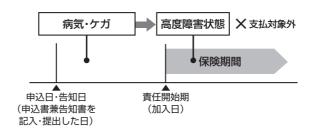


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険 会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を 開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを 原因とする場合は、告知いただいている内容に関わ らず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- ■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- ■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

家族生活(費)保障保険 P10

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ https://www.seihohogo.jp/)

6 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・ 各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は 除く)9:00~17:00 ■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ https://www.seiho.or.jp/)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意 事項

- ■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経 由で行なっていただきますので、保険金・給付金な どのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能 性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場 合等についても、速やかに本パンフレット記載の団 体窓口にご連絡ください。
- ■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

3

家族生活(費)保障保険

【保険期間】2023年5月1日(月)~2024年4月30日(火)





保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を 年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、 配当金として還付いたします。

生活保障資金:基本

(※受取期間中、年金月額は毎年3%逓増します。)

※61歳以上は、役員の場合です。

| () | | | .,,, | 本人 | | | | **O 1 /3%-2× ± 10 | (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) |
|-----------|-----------|----------------------|------------|-----------|---------|-------|--------|-------------------|---|
| | | | 列 | 月払保険料 (円) | | | | | |
| 申込 コース | 年齢【保険年齢】 | 年金原資【死亡· 高度障害保険金】 | 年金受取 期間 | 初年度 | 年金月額 平均 | 最終年度 | 年金受取総額 | 男性 | 女性 |
| | | (万円) | (年) | (約万円) | (約万円) | (約万円) | (約 万円) | 力圧 | 女庄 |
| | 18~35歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 659 | 446 |
| | 36 ~ 40 歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 823 | 703 |
| | 41 ~ 45 歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 1,093 | 848 |
| 1 7_7 | 46 ~ 50 歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 1,539 | 1,174 |
| 1 コース | 51 ~ 55 歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 2,211 | 1,564 |
| | 56 ~ 60 歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 3,165 | 1,966 |
| | 61 ~ 65 歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 4,810 | 2,587 |
| | 66 ~ 70 歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 7,103 | 3,467 |
| | 18~35歳 | 1,256 | 10 | 9.5 | 10.8 | 12.1 | 1,302 | 1,319 | 892 |
| | 36 ~ 40 歳 | 1,256 | 10 | 9.5 | 10.8 | 12.1 | 1,302 | 1,645 | 1,407 |
| | 41 ~ 45 歳 | 1,256 | 10 | 9.5 | 10.8 | 12.1 | 1,302 | 2,185 | 1,696 |
| 27_7 | 46 ~ 50 歳 | 1,256 | 10 | 9.5 | 10.8 | 12.1 | 1,302 | 3,077 | 2,349 |
| 2コース | 51 ~ 55 歳 | 1,256 | 10 | 9.5 | 10.8 | 12.1 | 1,302 | 4,421 | 3,127 |
| | 56 ~ 60 歳 | 1,256 | 10 | 9.5 | 10.8 | 12.1 | 1,302 | 6,330 | 3,931 |
| | 61 ~ 65 歳 | 1,256 | 10 | 9.5 | 10.8 | 12.1 | 1,302 | 9,621 | 5,175 |
| | 66 ~ 70 歳 | 1,256 | 10 | 9.5 | 10.8 | 12.1 | 1,302 | 14,205 | 6,933 |

表中記載以外の年齢の方の保険料は保険会社までお問い合わせください。

保険金に対する課税について

- 1. 死亡保険金(年金受取とした場合も含む)を受けとられた場合の課税関係 死亡保険金を受けとられた場合は、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の関係によって、右のような課税 対象となり、納付すべき税額がある場合は、申告が必要となります。 (建) 高度障害保険金は、被保険者が受取人の場合は、課税されません。
- 2. 年金を受けとられた場合の課税関係

<u>毎年支払われる</u>年金の受けとり時には、だれが保険料を負担しているかに関係なく、<u>維所得</u>となります。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

| (例) | | | |
|--------|-------|-----------|-----------|
| 保険料負担者 | 被保険者 | 保険金受取人 | 対象となる税金 |
| 加入者本人 | 加入者本人 | 配偶者・こどもなど | 相続税 |
| 加入者本人 | 配偶者 | 加入者本人 | 所得税(一時所得) |
| 加入者本人 | 配偶者 | その他 | 贈与税 |

意向確認【ご加入前のご確認】

家族生活(費)保障保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内 容か、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/ contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、バンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

配偶者に万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、あなたにホームヘルパー援助費などとして10年間支払われます。 ■配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

| | | | | 配偶者 | Í | | | | |
|-----------|-----------|----------------------|---------|-------|------------|-------|--------|-------|-------|
| | | | 列 | 月払保険 | 料 (円) | | | | |
| 申込 コース | 年齢【保険年齢】 | 年金原資【死亡· 高度障害保険金】 | 年金受取 期間 | 初年度 | 年金月額 平均 | 最終年度 | 年金受取総額 | 男性 | 女性 |
| | | (万円) | (年) | (約万円) | (約万円) | (約万円) | (約万円) | 200 | |
| | 18~35歳 | 377 | 10 | 2.8 | 3.2 | 3.6 | 391 | 396 | 268 |
| | 36 ~ 40 歳 | 377 | 10 | 2.8 | 3.2 | 3.6 | 391 | 494 | 422 |
| | 41~45歳 | 377 | 10 | 2.8 | 3.2 | 3.6 | 391 | 656 | 509 |
| 1 コース | 46 ~ 50 歳 | 377 | 10 | 2.8 | 3.2 | 3.6 | 391 | 924 | 705 |
| | 51 ~ 55 歳 | 377 | 10 | 2.8 | 3.2 | 3.6 | 391 | 1,327 | 939 |
| | 56 ~ 60 歳 | 377 | 10 | 2.8 | 3.2 | 3.6 | 391 | 1,900 | 1,180 |
| | 61~65歳 | 377 | 10 | 2.8 | 3.2 | 3.6 | 391 | 2,888 | 1,553 |
| | 18~35歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 659 | 446 |
| | 36 ~ 40 歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 823 | 703 |
| | 41 ~ 45 歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 1,093 | 848 |
| 2コース | 46~50歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 1,539 | 1,174 |
| | 51 ~ 55 歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 2,211 | 1,564 |
| | 56~60歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 3,165 | 1,966 |
| | 61~65歳 | 628 | 10 | 4.7 | 5.4 | 6.0 | 651 | 4,810 | 2,587 |

- 記載の年金額はバンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しま すので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2023年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

遺児教育資金:充実

制度内容

本人が死亡・高度障害のとき 年金原資564万円(1コース)・400万円(3コース)・・・・・

本人に万一のこと (死亡・高度障害) があった場合、死亡保険金 (年金原資) を指定した受取人 (満20歳までのこども) が年金(教育資金)として22歳になるまで受け取る制度です。

※生活保障資金とセットでご加入ください。(満20歳までのお子様3名まで加入できます)

遺児教育資金の受取例 【満20歳までのお子様1名あたり(3名まで加入可)】

万一(死亡·高度障害)の場合、その時点でのお子様の年齢による月額教育資金目安(受取月額は毎年3%逓増します)

| 7 : | 円 |) |
|-----|---|---|
| | | |

| | | | | | | | | | | | | (単位・円) |
|---|-----------------|----------------|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------|------------------------|----------------|----------------|----------------|
| | お子様の年齢 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 |
| | 初年度月額 (支給期間) | 約1.8万 (22年) | 約1.8万 (21年) | 約 2.0万 (20年) | 約 2.1万 (19年) | 約 2.2万 (18年) | 約 2.4万 (17年) | 約2.5万 (16年) | 約 2.7万 (15年) | 約2.9万 (14年) | 約3.2万 (13年) | 約3.5万 (12年) |
| | お子様の年齢 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | 17歳 | 18歳 | 19歳 | 20歳 | |
| ス | 初年度月額 (支給期間) | 約3.8万 (11年) | 約4.2万 (10年) | 約4.8万 (9年) | 約5.4万 (8年) | 約6.2万 (7年) | 約7.4万 (6年) | 約8.9万 (5年) | 約11.3万 (4年) | 約15.2万 (3年) | 約23.0万 (2年) | |
| | . = | | | | | | = | | | | | |
| | お子様の年齢 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 |
| 3 | 初年度月額 | 約1.2万 | 約1.3万 | 約1.4万 | 約1.5万 | 約1.5万 | 約1.7万 | 約1.8万 | 約1.9万 | 約2.1万 | 約2.2万 | 約2.5万 |

| | の丁塚の年即 | し成 | I /永X | ∠ 脉 | ろ成. | 4成 | つ成 | 0 成 | 1 所以 | 〇成 | ラ成 | IU成 |
|----|--------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 3 | 初年度月額 | 約1.2万 | 約1.3万 | 約1.4万 | 約1.5万 | 約1.5万 | 約1.7万 | 約1.8万 | 約1.9万 | 約2.1万 | 約2.2万 | 約2.5万 |
| | (支給期間) | (22年) | (21年) | (20年) | (19年) | (18年) | (17年) | (16年) | (15年) | (14年) | (13年) | (12年) |
| | お子様の年齢 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | 17歳 | 18歳 | 19歳 | 20歳 | |
| ース | 初年度月額 | 約2.7万 | 約3.0万 | 約3.4万 | 約3.8万 | 約4.4万 | 約5.2万 | 約6.3万 | 約8.0万 | 約10.7万 | 約16.3万 | |
| | (支給期間) | (11年) | (10年) | (9年) | (8年) | (7年) | (6年) | (5年) | (4年) | (3年) | (2年) | |

[※]記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

月額保険料

(単位:円)

| | 保険料 | | | | | | |
|----------|-------|--------|-------------|-------|--|--|--|
| 本人保険年齢 | 564万円 | (1コース) | 400万円(3コース) | | | | |
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | | | |
| 18 - 35歳 | 592 | 400 | 420 | 284 | | | |
| 36 - 40歳 | 739 | 632 | 524 | 448 | | | |
| 41 - 45歳 | 981 | 761 | 696 | 540 | | | |
| 46 - 50歳 | 1,382 | 1,055 | 980 | 748 | | | |
| 51 - 55歳 | 1,985 | 1,404 | 1,408 | 996 | | | |
| 56 - 60歳 | 2,843 | 1,765 | 2,016 | 1,252 | | | |
| 61 - 65歳 | 4,320 | 2,324 | 3,064 | 1,648 | | | |
| 66 - 70歳 | 6,379 | 3,113 | 4,524 | 2,208 | | | |

- ●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例)保険年齢40歳=2023年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ●記載の遺児教育資金の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
 ●期中の遺児教育資金のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取扱いできません。
- ●州中の風光教育製造ののの加温な物中の機能は「人名文)となるための状態が「とさません。 また、「家族生活(費)保障保険」本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「家族生活(費)保障保険」本人コース脱退の場合は、遺児教育資金も脱退となります。 【遺児教育資金の取扱い】 ●遺児教育資金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。

- 遺児教育資金のみの加入はできません。「家族生活(費)保障保険」本人コースとセットで加入してください。 遺児教育資金のようで放送している。「家族生活(費)保障保険」本人コースとしている。 遺児教育資金は「家族生活(費)保障保険」本人コースと同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保 険金を按分比例してお支払いします。
- ●死亡保険金受取人となるこどもは最大3人までです。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

[※]実際の受取期間、受取年額は遺児教育資金受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

家族生活(費)保障保険 お取り扱いについて 本 人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2023年5月1日現在満17歳6ヵ月を超 え、満59歳6ヵ月までの方(なお、在職中は満60歳6カ月まで、役員は満80歳6カ月まで継続できます。) 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年5月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満59歳6ヵ月までの 方(継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません。) ※遺児教育資金ご加入に際しては、本人について告知ください。 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注) 「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制 限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者 加入資格 (現在の健康状態) 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ② [医師による治療期間 | は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 本人·配偶者共通 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。 〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜 症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフロー ゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。 ●1年間(2023年5月1日~2024年4月30日)で以後毎年更新します。 険 期 間 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険 料の払込が条件となります。 料 ●毎月の給与から控除します。(初回は5月分から) 険 ● この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 当 金 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。 ● 一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継 継続加入の 続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続と 扱 なります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。 ●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要 申 込 方 法 です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害ま たは疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合が 険金の あります。 お支払い 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ

(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

│ 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの

- 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により 解除となったとき
- ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。)
- ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力

に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除と

お支払いできない場合について (解除・免責等)

度 隑 害

1. 死亡保険金について

なった場合

- ① 被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
- ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- 2. 高度障害保険金について
- ① 被保険者の故意によるとき
- ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

<保険金のご請求について>

- ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。
- ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

保険会社からのお願い・ご注意

- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知くださ (1)
- ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。 この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社(事務幹事)

日本生命 第一生命 住友生命 富国生命 大同生命 大樹生命 ジブラルタ生命 東京海上日動あんしん生命 SOMPOひまわり生命 メットライフ生命 三井住友海上あいおい生命

- この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。
- この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

)

三大疾病保障保険





【保険期間】2023年5月1日(月)~2024年4月30日(火)

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 特定疾病に対する治療費として、保険金が支払われます。

| 保障内容 | 保障額 |
|---|--------|
| ●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられた とき ●急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金] | 200 Em |
| ● 死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] | 300 万円 |
| 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は、 重複してお支払いすることはありません。 | |

保険金のお支払いに関するご注意

▲ 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

| | 保険金種類と お支払対象の疾病 | お支払事由 | お支払対象と ならない疾病例 ^{※1} |
|----------|-------------------------------|---|--|
| #± | ● 悪性新生物 (がん) | 加入日前を含めてはじめて**2悪性新生物と診断確定**3されたときただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき | ・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫 |
| 特定疾病保険金 | ●急性心筋梗塞 | 加入日以後に発生した疾病*5を原因として、急性心筋梗塞を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき | • 狭心症 • 解離性大動脈瘤 • 心筋症 |
| 金 | ●脳卒中 (くも膜下出血・脳 内出血・脳梗塞) | 加入日以後に発生した疾病*5を原因として、脳卒中を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき | 一過性脳虚血外傷性くも膜下出血未破裂脳動脈瘤 |
| | 死亡保険金 | 死亡されたとき | _ |
| 7 | 高度障害保険金 | 加入日以後に発生した傷害または疾病** ⁵ により所定の高度障害状態になられたとき | _ |

- お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細 については約款をご覧ください。 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のがん
- の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- 上上の大手を持ている。 「上皮内新生物」は、こく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置お よび神経ブロックは除きます。

●保険金受取人は次の通りです。 死亡保険金:被保険者が指定した方 高度障害保険金および特定疾病保険金:被保険者 「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 P.15



※本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病保障保険は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態に なられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生 命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金 額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html) をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

記載の保険料は本バンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。 また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

○月額保険料 <保険期間1年、集団月掛扱月払、保険金額300万円>

| | 本 人 | ・配偶者 |
|-----------------------------------|---------|---------|
| 年齢【保険年齢】 | 男性 | 女性 |
| (生年月日) | 300万円 | 300万円 |
| 18~20歳 (2002.11.2~2005.11.1) | 543円 | 468円 |
| 21 ~ 25歳 (1997.11.2 ~ 2002.11.1) | 699円 | 543円 |
| 26~30歳 (1992.11.2~1997.11.1) | 714円 | 669円 |
| 31~35歳 (1987.11.2~1992.11.1) | 864円 | 918円 |
| 36~40歳 (1982.11.2~1987.11.1) | 1,140円 | 1,311円 |
| 41~45歳 (1977.11.2~1982.11.1) | 1,551円 | 1,878円 |
| 46~50歳 (1972.11.2~1977.11.1) | 2,535円 | 2,349円 |
| 51 ~ 55 歳 (1967.11.2 ~ 1972.11.1) | 4,158円 | 3,051 円 |
| 56~60歳 (1962.11.2~1967.11.1) | 6,465円 | 3,741 円 |
| 61~65歳 (1957.11.2~1962.11.1) | 10,035円 | 5,274円 |

記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は表紙の「ご加入いただける方」をご確認ください。 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
- 告知義務違反により解除となったとき
- 詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
- 保険金の不法取得目的があって無効となったとき
- 重大事由に該当し解除となったとき
- ●死亡保険金について
- 契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
- ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- ●高度障害保険金について
- ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- 契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金の お支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。



12

6 健康づくりサポート







※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず三大疾病保障保険とセットでご加入ください。

サービス概要

健康なんてあまり興味がないなあ・・・そんな、あなた自身の健康実現を応援するサービスです。

健康づくりサポートは健康・医療・メンタルヘルスなどのさまざまなサービスメニューを提供することで、ご加入 者とそのご家族の健康づくりをサポートするサービスです。充実したメニューをいつでもどこでもご家族でご利用 いただけます。

病気やけがをした場合を保障する「保険制度」と心と体の健康づくりを応援する「健康づくりサポート」の両輪で サポートしてまいります。

サービスメニュー 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



--次予防「健康増進」 生活習慣等の見直し・改善により 病気そのものの発生を予防

二次予防「早期発見」 早期発見・早期治療により、 病気が進行しないうちに治療 三次予防「再発防止」 必要な治療等により、 機能の維持・回復を図る

お電話で

一次予防に対応したサービスメニュー

季刊誌『健康情報』 健康情報等

健康的な食事・運動、リラク 報まで幅広い情報を満載。 性別・年代を問わず楽しめ

表紙のサンプル



ス編集)



最新の健康情報から、病気・ 薬・病院の検索まで、健康 に関するあらゆる情報を提 供。健康関連書籍を中心に 200冊以上が無料で読み 放題の電子図書館や病院検 まままではないできます。 まなコンテンツで健康をサ ポート。

お電話で

お届け(年4回)

ゼーションや最新の医学情

る内容の情報誌。(日経ヘル

【自宅もしくは職場へ】



日常生活における様々な不安や悩みについて、お気軽 に相談いただくことができる専門の窓口をご用意。 健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護・・・。 ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養 士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等)が

責任を持って対応。 ※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

二次・三次予防に対応したサービスメニュー

テレセカンド®

病院に受診することなく、名医(*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの 必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。

- ●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定
- ●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート



お電話で 名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝

えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズに お応え

- ●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能
- ●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能
- *名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。 また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。

テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors,Incの商標です。



国内約42,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自 己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさま ざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格 でご利用可能。

イメージ画像



お電話で

ご利用はWebで

藤田観光が運営するウィスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。 · 神奈川県箱根2、静岡県熱海·宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖·車山高原

健康づくりサポートの取扱い

期 加 入

加入期間1年間(2023年5月1日~2024年4月30日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に 必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。

加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、 運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の 対象とはなりません。)

個人情報に関する取扱いについて

1 個人情報の利用目的

運

取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提 供を行なうために利用します。

2. 個人情報の取扱いの委託について

利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一 部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治 安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。)が設定する基準を満たす 企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。

3. 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について

当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止の ご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえ

で、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)(事務委託先) 団体サービス部 生活・健康サービスグループ 03-5952-5069

4. 個人情報提供の任意性

氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない 場合があります。

健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同 意いただいたものとさせていただきます。

健康づくりサポート加入者規約

健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます) が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向 けて継続的に健康生活を応援するサービスです。

加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすること で、豊かなクオリティー・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。

筆2条 (加入資格等)

- 1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有し ます。
- 2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をい います。

第3条 (運営費)

加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める 金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを 問わず返還いたしません。

第4条 (加入者証の付与)

加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入 者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いた だきます。

第5条 (健康情報の提供)

加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含め た各種情報提供があることに予め同意するものとします。

第6条(サービスの内容)

- 1. サービスとは、以下のものを指します。
- ① 健康情報に関するサービス
- (1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供
- (2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
- (3) その他
- ② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介 この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入し た商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 2. 当社が第1条の目的に沿い提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関す る一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくもの であり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らか の損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。
- 3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

第7条 (届出事項の変更)

- 1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所 定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
- 2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、また は到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け 出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りで はありません。

第8条(脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)

- 1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをするこ とで、脱退することができます。
- 2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出が ない限りは自動的に加入者資格を喪失します。
- 3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認めら れる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格 を取り消すことがあります.
- 4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了 します。

第9条 (加入期間)

- 1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。 サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定 した期間となります。
- 2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

第10条 (データ保護)

当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

第11条 (規約の変更)

本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加 入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。

第12条 (契約の終了)

- 1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了 します.
- 2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健 康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場 合、同時に終了します。

この制度は下記会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社:明治安田生命保険相互会社 事務委託会社:明治安田ライフプランセンター株式会社

サービス内容等に関するお問い合わせ先

健康づくりサポート事務局: 0120-567-074 (平日9:00~17:00)

MYI P-パ-22-健サ-001

13

ご注意いただきたいこと

ここからは、商品の細部の お取り扱いをご説明しています。 詳細のご確認については、 以下をご参照ください。

身体部位略図

上肢

下時

ひじ関節

また関節

ひざ関節

. 手閉節

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で 定め、それらの細部は「約款」に記載しています。

本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部の すべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。 契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

- 2. 言語またはそしやくい機能を主く水久に大ったもい 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの* 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれも が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 1. 眼の障害(視力障害)
- 1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 2. 言語またはそしゃくの障害
- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復 の見込のない場合
- ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込の ない場合をいいます。
- 3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3 大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合を

■ 保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められ たときなど、重大事由**に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この 場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があった とき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●そ の他上記と同等の事由があったとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

| グクロンタッロ ICIQ(水)大型 | 個目型の40支出の48 CG 8 C70。(す C IC40]AV 2070 7C7C 0 7C/R 次行について 040 20 C C 8 0 7 C C 7 6 7 6 9 6 7 |
|-------------------|--|
| 項目 | お支払いできない主な場合 |
| 死亡保険金 | ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) |
| 高度障害保険金 | ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) |

■ その他

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払 いする特約です。

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情俎がある場合に、被保険者があらか じめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。 は「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

- ●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。
- 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族
- 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
- 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- *保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはで きません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- *保険金·給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金·給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者として の取扱いを受けることはできません。
- ●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- ●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
- ●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、 指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- ●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状 況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- ●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- ●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余 金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本バンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が 有する権利はありません。

ご照会・ご相談窓口について

【ご照会・ご相談窓口】

- ●制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- ●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話·文書(電子メール·FAXは不可)·来訪により生命保険に関するさまざまな相談·照会・苦情をお受け しております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「https://www.seiho.or.jp/」)
- ●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との 間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護 機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細に ついては、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。

| Memo | Memo |
|------|------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用はし、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社: https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご参照ください。

-死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください-

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社(FFBX) 保険サービスセンター ライフサポートグループ

〒164-0012 東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンブライトツイン (受付時間 土日・祝日を除く 平日 10:00~14:00)

Eメール bxhoken@fujifilm.com TEL 03-6300-6745 FAX 03-5485-7586 内線 8-511-323 フリーダイヤル 0120-553-053

※音声ガイダンスから6 (団体保険募集) をお選びください。(ガイダンスの途中でもお進みいただけます。) ホームページ https://www.fujifilm.com/ffbx/ja

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター ライフサポートグループ 03-6300-6745

〒164-0012 東京都中野区本町2-46-1中野坂上サンブライトツイン 受付期間 平日(土日・祝日を除く) 受付時間 10:00~14:00 Eメール bxhoken@fujifilm.com ◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 総合法人第二部法人営業第三部 03-6259-0014

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 受付期間 平日 受付時間 9:00~17:00